

令和7年度 呉市立三坂地小学校 生徒指導規程

呉市立三坂地小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、呉市立三坂地小学校の教育目標を達成するためのものである。同時に、広中央中学校区において、子どもたちの健やかな成長を願い、義務教育9年間の見通しを持った指導について、共通認識、実践を図るためのものである。

子どもたちが自主的、自立的に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校など)

第2条 登下校については、自宅を出て、自宅に帰るまでを教育活動と捉える。

- (1) 決められた通学路を通って登下校する。
- (2) 午前7時30分以降に登校し、午前8時15分までに席に着いておく。
- (3) 教室の鍵は、午前7時40分に貸し出す。
- (4) 欠席、遅刻、早退の場合、午前8時15分までに保護者が欠席や遅刻の理由を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。
- (6) 帰宅時刻は、次のように定める。
 - ・午後4時30分までに学校を出る。(12月～2月は午後4時)
(遅くなる場合は、担任から保護者へ直接連絡する。)
 - ・午後5時までに帰宅する。(12月～2月は午後4時30分)

(服装など)

第3条 学校内外において、学習活動に適した服装を原則とする。

TPO(時、場所、場合)に応じた服装等ができるようにする。

- (1) 清潔で勉強や運動に適したものを着用する。
 - ・華美な装飾のある服装や紐等の装飾が物に引っかかる危険性のある服装はしない。フードは視野が狭くなるためかぶらない。
 - ・名札を左胸に付ける。
 - ・冬季のマフラー・手袋・ネックウォーマー・レッグウォーマーは、登下校時のみの使用とする。厚手のジャンパーは教室内では着用しない。
 - ※ただし、体調等に応じて、授業中、上着を着用してもよいこととする。
- (2) 体操服は、男女とも白長袖シャツ、白半袖シャツ、紺色ハーフパンツとし、転入生に限り、買い換え時期が来るまで、転入前の服も可とする。(赤白帽、体育館シューズ)
 - ※冬期(12月～3月)は上にジャージ、トレーナー、ジャンパー等や下にジャージを着用してもよい。
- (3) 運動靴は、体育の授業に使用できる機能性のあるものとする。
- (4) 水着は、紺または黒を基調としたスクール水着とする。
 - ・水泳帽は、学年指定色のものとする。
 - ・ゴーグル等については、許可制とする。
- (5) 給食着は規定のもので衛生面を考慮し白色とし、袋は巾着タイプのものとする。
- (6) 直射日光の厳しい日は、建物外では帽子をかぶるようにする。

(髪型)

第4条 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した髪型とする。

- (1) 赤白帽や給食の帽子がかぶれないような髪型にしない。肩より長い髪は必ずゴムでとめる。
- (2) 染色、脱色、パーマ、エクステ等、髪に手を加えないようにし、前髪は、目にかからないようにする。
- (3) 眉毛を意図的に細くしない。

(化粧・装飾)

第5条 次のことは禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット、マニキュア、シールタトゥー等の装身具の着用。
- (2) 金属製のものやミサंगा等の指に引っかかる危険性のあるものの着用。

(持ち物)

第6条 原則、学習に必要なもの以外は不要物と見なし、持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合は、学校が預かり保護者に返却する。

- (1) 持ってきてはいけないもの（スマホ等の通信機器、菓子類、マンガ類、化粧品、ゲーム機、カード類等、たばこや刃物等の法令・法規に反するもの）
- (2) スマホ等の通信機器は、特別な事情がある場合、許可申請を行い、職員室に預ける。
- (3) リップクリームは原則禁止とする。ただし、健康面で保護者の申告があれば許可する。
- (4) 学習に関する持ち物は、「三坂地っ子のきまり」に則る。学習用具等は、原則ランドセルに入れる。（6年間使用できるように大切に使う。）
- (5) 学習用タブレットの使用については、「タブレット端末活用のルール」に則る。

(その他)

第7条 互いに気持ちよく過ごすことができるように、次のことに注意する。

- (1) 他の人の身体や心を傷つけるようなことは絶対にしない。（いじめ・暴力等）
- (2) 法律で禁止されていること、非常識なことはしない。
- (3) 学校の物は大切に扱う。壊してしまった場合は、すぐに先生に申し出る。意図的に壊したり不注意で壊したりした場合は、弁償する。

第3章 校外生活に関すること

(外出)

第8条 校外での生活の心得については、次のことを守る。

- (1) 外出（遊びに出る）の場合は、行き先、帰宅時刻を家族に伝える。
- (2) 児童のみの校区外への外出、夜間外出、また無断外泊は禁止する。
 - ・高学年（4～6年生）については、学習活動のため訪れる広市民センター、呉市広図書館、呉市営温水プールは、保護者の責任のもと許可する。
 - ・カラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、飲食店、大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。
- (3) 海・池・川等の危険な場所へは、子どもだけで行かない。立ち入り禁止箇所に立ち入らない。
- (4) 危険な場所、公共施設内等で遊ばない。（道路・線路付近、駐車場、市民センター等の公共施設等）

- (5) エアーガン等の有害玩具は購入しない。また、使用しない。
- (6) 道路交通法に違反しない。特に、自転車・キックボード等の乗り物については、保護者の責任のもと乗るようにする。
- (7) 不審者に対しては、安全のための未然防止をしっかりと行う。
 - ・危険な場所へは立ち入らない。
 - ・事件に遭わないための行動の仕方や、事件に遭遇したときの行動の仕方（いかのおすし）を守る。
- (8) スマートフォン、タブレット、ゲーム等の通信機器については家庭で約束を決めて使うようにする。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、校内及び校外で問題行動を起こした場合、しっかりと反省を促し、よりよい学校生活を送ることができるように指導をする。

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ・万引き ・威圧、強要行為 ・建造物への不法侵入 ・器物損壊
- ・飲酒、喫煙 等

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ・いじめに関係している場合 ・暴力行為 ・不要物の持ち込み
- ・指導に従わないなどの指導無視、暴言
- ・授業妨害など、授業態度に問題がある場合
- ・その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為

(特別な指導)

第10条 特別な指導では、説諭、反省文を書かせる等、発達段階に応じた反省指導を行う。

(1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取り組みを行う。指導場所として、学習室等を位置付ける。別室反省期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね5日とする。

(2) 第9条(1)(2)を繰り返す場合、教育委員会、警察、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

(3) その他、問題行動対応一覧表に準じて、指導を行う。(※別表参照)

(規程の周知)

第11条 児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する「三坂地っ子のきまり」等を用い、指導の徹底を図る。

保護者に対しては、入学説明会、懇談会などで直接説明を行い、ホームページで公開して周知を図り、了解を得ている。また、年度内に定期的に、学校通信・学年通信等で周知を図る。

(規程の施行)

この規程は令和7年4月1日より施行する。

※ 問題行動対応一覧表 (第4章 特別な指導に関すること)

		指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容の方法
一般的な指導の段階	1	ルールやマナー違反A 生徒指導規程に対する違反 (すぐに直せる違反)	・登下校のルール違反 ・遅刻 ・名札未着用 ・シューズのかかと踏み ・その場で直せる服装の乱れ ・不要物の所持(携帯電話・危険物) ・頭髪違反(速やかに直せるもの) ・公衆道徳に違反する行為(唾を吐く等) ※携帯電話等・危険物については保護者の来校を要請(通信機器でのトラブルについては、保護者に了承の上、内容確認をする場合あり。内容によっては指導段階3又は4に移行する。)	①事実確認 ②口頭注意を行い、直させる。 ↓ 事案が継続する場合 ③個別指導 (担任、学年主任、教科担当、生徒指導部) ↓ さらに継続する場合 ④保護者と連携を図り指導を行う。 (来校要請等を含む。) ↓ ⑤指導に従わない場合、指導段階2に移行する。
	2	ルール・マナー違反B (指導にある程度の期間を要する重大な違反)	・頭髪違反(脱色、染髪、パーマ、エクステ等) ・眉ぞり ・ピアス	①事実確認 ②保護者と連携を密にした指導 (連絡、来校要請、家庭訪問) ③授業反省 ④期日を設けて直させる。
特別な指導の段階	3	いじめに関すること	いじめと認知される行為	①事実確認 ②別室指導(説諭、反省文) 又は授業反省 ③保護者と連携を密にした指導 ④謝罪
		授業に関すること	・授業妨害(私語、立ち歩きなど) ・指導無視、暴言 ・学習用タブレットの不正使用	①事実確認 ②別室指導(説諭、反省文) 又は授業反省 著しくひどい場合 ③保護者来校要請 ④謝罪
	4	触法行為A (法規・法令違反)	喫煙(水たばこ・シーシャを含む)、飲酒、家出、深夜徘徊、道路交通法違反、火遊び	①事実確認 ②別室指導(説諭・反省文等) 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④必要に応じて警察と連携
		触法行為B (犯罪行為)	万引、窃盗、金品強要、暴力行為(生徒間暴力・対教師暴力・器物破損)遺失物横領	①事実確認 ②別室指導(説諭・反省文等) 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④警察と連携
5	重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪や行為、学校全体の秩序が脅かされ、生徒が安心して登校できない状況を作る行為	①事実確認(可能な限り) ②警察、関係機関と連携 ③教育委員会と連携	

※指導のねらいは、当該児童の自己指導能力である。

※指導対象事案が発生するごとに保護者連携を行う。

※特別な指導の解除は、指導される児童本人が改善に向けて指導に従い落ち着いて教室には入れる状態であること、教室内の安全・安心な状態であることを条件とする。指導期間は原則として1回目3日間の授業反省、2回目5日間の授業反省、3回目3日間の別室指導（校長室等）とし、教員と保護者が連携を図り決定する。特別な指導解除日には保護者を呼び、期間中の様子を報告する。